

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年2月3日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 随時監査（工事監査）対象工事

第3回工事監査

南高安中学校屋内運動場耐震補強工事

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 垣内博美様

八尾市監査委員 富永峰男
同 八百康子
同 平田正司
同 井上依彦

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査対象工事及び概要

第3回工事監査 南高安中学校屋内運動場耐震補強工事

【建築都市部公共建築課】

工事目的	学校施設における屋内運動場は、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担っており、その安全性の確保は極めて重要で耐震化の推進が求められている。 本工事は、「公立学校施設の耐震化の推進」に向け、市立南高安中学校屋内運動場の屋根荷重の低減工事等を行い、耐震補強を実施するものである。	
工事の場所	八尾市恩智北町3丁目13番地	
工事期間	平成21年7月1日～平成21年11月27日	
契約金額	¥69,510,000.- (消費税含む)	
請負業者	株式会社 三栄建設	
工事概要	ア) 屋根荷重低減による耐震補強工事 ・ 既設屋内運動場のPC屋根(シルバークール)を撤去 ・ 鉄骨架構の上、斜格子母屋工法による金属製屋根工事 イ) 外壁改修工事 ・ 外壁全面の経年劣化によるひび割れ、浮き部の補修 ・ 外壁面の高圧洗浄及び塗材仕上げ ウ) 内部改修工事 ・ 屋内運動場フローリング床の張替、塗装 エ) その他	約700㎡ 約700㎡
工事進捗状況	平成21年10月27日現在 約73%	

2 監査の実施日

平成 21 年 10 月 27 日 (火)

3 監査の方法等

監査の実施にあたっては、その計画・設計・積算・施工状況及び施工管理(監督)等が、適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の実地調査を行った。

なお、対象工事の設計技術面の調査については、社団法人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同協会から派遣された技術士の協力を受けた。

4 監査の結果

本工事を監査した結果、計画、設計、施工状況、施工管理状況及び事務手続きについて、総合的には大きな指摘事項は無く概ね良好である。

5 書類調査及び現場施工状況における所見

(1) 工事着手前における調査事項

ア) 設計内容について

本工事の設計は、昭和 48 年に建築された南高安中学校屋内運動場の耐震補強を目的として行ったものである。事前の耐震診断結果では、構造耐震指標 I_s 値は x 方向 0.38、y 方向 0.49 で、いずれも許容値を大きく下回っていたことから、本設計による対策を講じることにより両方向とも I_s 値は 0.7 以上と改善されるものである。これは、斜格子母屋工法(エスケャーネット工法)を採用したことが大きく貢献していると考えられ、設計内容全般について特に問題となるところは見られなかった。

イ) 工事積算他について

工事積算内容について調査したところ、主要な工事であるシャーマネット工法については 3 者から見積りが取られ、最低額に対し定められた掛率により設計価格が決められるなど、特に問題となるところは見られなかった。また、工事請負に係る契約書等に関する書類について調査したところ、全般に問題なく処理がされていた。

(2) 安全管理状況等について

本調査時点では、屋根部の改修工事が完了し外壁の仕上げ塗装の施工中であり、出来高工程は 73%でほぼ予定通りの進捗状況であった。また、安全管理状況について現場調査を実施したが、足場や仮囲い等の設置状況について特に問題となるところは無く、適切な安全管理が行われていた。

(3) その他の所見

従前のシルバークール屋根を撤去した後の梁増し打ち部及び柱頭部のコンクリート解体について、当初設計では高所作業であり一部取合いをカッター切りした上でコンクリートの撤去を行う予定であった。旧躯体を健全に残し、工期短縮及び騒音防止に効果がある工法の検討を行った結果、全面カッター切りの施工が可能と判断され、また費用の増減が発生しないことで最善の工法が採用されたものである。現場の施工管理上好ましい事例であり、市の監督員及び請負業者の一体的な管理体制により実現したものと評価される。

【技術指導における主な意見・要望事項】

今回の監査時において、技術指導における主な意見・要望を行った事項は下記のとおりであるが、すでに適切な措置を講じ確認を行ったとの報告を受けている。

(1) 書類調査における調査事項

ア) 鋼材の品質証明について

施工計画書の内容を調査したところ、使用する H 型鋼などの品質証明書(ミルシート)が提出されていたが、鋼材の製造会社からどのような流通経路で現場に搬入されたのか不明であった。流通経路をフロー図にして一目で分かるようにするとともに、どの製造会社が品質証明の押印をしているのか、明確にしておくこと。

イ) 工事写真について

旧躯体に打設された接着系アンカー(ケミカルアンカー)ボルトの挿入長について、写真を見る限り標尺スタッフが当てられてなく、寸法が不明であった。写真帳には別途ボルトの寸法を表示し、ケミカルアンカーとの関係が分かるようにしておくこと。

(2) 現場施工状況調査における所見

本工事の屋根の雨水排水は、従前のコンクリート製庇で一旦受けた後、柱部に設置された縦型ドレンにて地上に流下させる構造になっているが、この庇の一部に水勾配が不足していることから水が溜まっている箇所が見受けられた。今後とも庇を雨水排水溝として使用することになるので、東・西両面において水勾配の確認を行っておくこと。